

福岡県障がい福祉従業者処遇改善緊急支援事業費補助金 交付要綱

(通則)

第1条 福岡県障がい福祉従業者処遇改善緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県障がい福祉従業者処遇改善緊急支援事業費補助金実施要綱（以下「県実施要綱」という。）、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）、厚生労働省の定める障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱（以下「国実施要綱（厚）」という。）及びこども家庭庁の定める障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱（以下「国実施要綱（こ）」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 障がい福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度障がい福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金は、県実施要綱第4条で規定された事業所等を運営する事業者（以下「事業者」という。）を交付対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- 二 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- 三 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- 四 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - イ 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - ロ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ハ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - ニ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - ホ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - ヘ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付対象の事業内容等)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、県実施要綱第3条で規定された事業とし、当該事業を実施するに当たっては、同要綱第6条に定める要件を満たさなければならない。

2 補助金の交付対象となる事業の基準月は、原則として、令和7年12月とする。

なお、12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低い場合などにおいて、各事業所の判断により、令和8年1月、2月又は3月の任意の1月を基準月とすることができる。

- 3 月遅れ請求等の過誤調整に係る当該補助金の支給については、令和8年3月末日までに生じ、令和8年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、交付の対象とする。

(補助の対象経費等)

第5条 本事業により補助された額は、全額従業員の賃金改善に充てるものとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、県実施要綱第5条の規定により算出された額とする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- 一 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更(軽微な変更を除く。)をする場合は、速やかに福岡県知事(以下「知事」という。)の承認を受けなければならない。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 四 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る計画、収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管し、知事から求めがあった場合には、速やかに提出しなければならない。
- 五 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び県の負担又は補助を受けてはならない。

(計画書の提出)

第8条 補助事業を実施する事業者は、国実施要綱(厚)若しくは国実施要綱(こ)により定められた別紙様式2-1及び2-2により計画書を作成し、知事が別に指示する期日までに提出しなければならない。

- 2 事業者は、計画書に変更(県実施要綱第11条に定める場合に限る。)があった場合は、県実施要綱第11条の規定に基づき、計画書の変更を届け出なければならない。

(申請)

第9条 この補助金の申請については、前条に規定する計画書及び役員名簿の提出をもって当該補助金の申請があったものとみなす。

2 この補助金の交付決定後に、過誤調整により補助金額に変更が生じる場合は、第4条第3項に規定する審査支払機関による受理をもって、変更申請があったものとみなす。

(交付決定の通知)

第10条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、事業者に通知するものとする。

2 前項の通知については、福岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が補助金の支払額通知書を事業者に送付した場合には、これに代えることができるものとする。

(交付決定の取消)

第11条 知事は、事業者が第3条第2項に規定する団体であることが判明した場合又は第7条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(実績報告)

第12条 事業者は、知事が別に指示する期日までに、県実施要綱第9条の規定に基づき、実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(事業の変更)

第14条 事業者は、補助事業の内容の変更（事業に要する経費の減額の場合を除く。）をしようとするときは、県実施要綱第11条の規定に基づき、知事に変更の届出を行わなければならない。

2 知事は、前項の届出があった場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第15条 補助金の申請を取り下げる場合は、あらかじめその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第16条 この補助金の請求については、事業者が計画書に記載した基準月において提供した障がい福祉サービス等の請求を国保連（障がい児施設措置費の請求については福

岡山又は市町村) に行うことで、第6条に規定する方法により算定された補助金額について、概算払の請求があったものとみなす。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、補助対象事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第18条 特別の事情により第9条、第12条、第14条及び第15条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年2月20日から施行する。